第五十五条の二第五項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（新設）
第五十五条の三第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（新設）
第五十六条第七項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（新設）
第五十八条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録等の保管	（略）
（略）	
第六十条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第六十条第六項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管
第六十条の二第三項及び第四項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（新設）
第六十条の三第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（新設）
第六十条の四第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（新設）
第六十一条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（新設）
（削る）	第六十二条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管
第六十三条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（新設）
第六十四条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（新設）
第七十五条第一項第一号ホ及びルからワまで並びに第二項第二号の規定（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）による記録の保管	第七十五条第一項第一号ホ及びルからワまで並びに第二項第二号の規定（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）による記録の保管
第七十六条第二項第二号（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	（新設）
（略）	（略）